

◎岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の庶務を総務部から出納局に移管することとした。（第10条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第2号）

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 職員の分限についての手続及び効果に関する条例（第1条関係）
 - (2) 職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例（第2条関係）
 - (3) 岩手県職員定数条例（第3条関係）
 - (4) 職員の退職手当に関する条例（第4条関係）
 - (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第5条関係）
 - (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第6条関係）
 - (7) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第7条関係）

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成32年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 教育長が職務のため旅行したときの旅費の額を改めることとした。（第7条、附則第5項、別表第2関係）

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 次に掲げる条例において、国の例に準じて、正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めることとした。

- (1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（第1条関係）
- (2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

- (1) 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（第1条関係）
- (2) 職員の自己啓発等休業に関する条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎会計年度任用職員の給与等に関する条例（条例第6号）

- 1 地方公務員法第24条第5項、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により準用される地方公営企業法第38条第4項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条及び市町村立学校職員給与負担法の規定により、別に定めるものを除き、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに同条に規定する技能職員等の給与の種類及び基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 会計年度任用職員の給与について定めることとした。（第2条関係）
- 3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の報酬につ

いて定めることとした。(第3条関係)

- 4 第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬について定めることとした。(第4条関係)
- 5 第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬について定めることとした。(第5条関係)
- 6 医師等である第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬について定めることとした。(第6条関係)
- 7 第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬について定めることとした。(第7条関係)
- 8 第1号会計年度任用職員の特地勤務手当に相当する報酬について定めることとした。(第8条関係)
- 9 第1号会計年度任用職員の特地勤務手当に準ずる手当に相当する報酬について定めることとした。(第9条関係)
- 10 第1号会計年度任用職員のへき地手当に相当する報酬について定めることとした。(第10条関係)
- 11 第1号会計年度任用職員のへき地手当に準ずる手当に相当する報酬について定めることとした。(第11条関係)
- 12 第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬について定めることとした。(第12条関係)
- 13 第1号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬について定めることとした。(第13条関係)
- 14 第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬について定めることとした。(第14条関係)
- 15 第1号会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬について定めることとした。(第15条関係)
- 16 第1号会計年度任用職員の超過勤務手当等に相当する報酬に係る1時間当たりの報酬額の算出について定めることとした。
(第16条関係)
- 17 第1号会計年度任用職員の報酬の減額について定めることとした。(第17条関係)
- 18 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)の給料について定めることとした。(第18条関係)
- 19 第2号会計年度任用職員の手当の支給額等について定めることとした。(第19条関係)
- 20 会計年度任用職員の期末手当について定めることとした。(第20条～第22条関係)
- 21 会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法について定めることとした。(第23条関係)
- 22 退職者の給与について定めることとした。(第24条関係)
- 23 第1号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償について定めることとした。(第25条関係)
- 24 第1号会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償について定めることとした。(第26条関係)
- 25 会計年度任用職員の勤務時間等について定めることとした。(第27条関係)
- 26 会計年度任用職員の休暇について定めることとした。(第28条関係)
- 27 技能職員等の給与の種類及び基準について定めることとした。(第29条関係)
- 28 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(第30条関係)
- 29 施行期日等

(1) この条例は、平成32年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第2項～第4項関係)

- ア 一般職の職員の給与に関する条例
- イ 市町村立学校職員の給与等に関する条例
- ウ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、次に掲げる手数料を徴収することとした。(別表第7関係)
 - (1) 土地使用権等取得裁定申請手数料
 - (2) 土地等使用権存続期間延長裁定申請手数料
 - (3) 収用適格事業に係る特定所有者不明土地の収用又は使用裁定申請手数料
 - (4) 都市計画事業に係る特定所有者不明土地の収用又は使用裁定申請手数料

2 保健福祉事務に関する次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第4関係)

- (1) 病院検査手数料
- (2) 診療所検査手数料
- (3) 助産所検査手数料
- (4) 介護支援専門員実務研修受講試験手数料
- (5) 介護支援専門員実務研修手数料
- (6) 介護支援専門員再研修手数料
- (7) 介護支援専門員更新研修手数料
- (8) 主任介護支援専門員研修手数料
- (9) 主任介護支援専門員更新研修手数料
- (10) 大麻取扱者免許申請手数料
- (11) 大麻取扱者登録変更手数料
- (12) 製剤製造業者等の毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料
- (13) 毒物劇物販売業登録申請手数料
- (14) 毒物劇物販売業登録更新申請手数料
- (15) 製剤製造業者等の毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料
- (16) 毒物劇物取扱者試験合格証再交付手数料
- (17) 製剤製造業者等の毒物劇物製造業又は輸入業登録変更申請手数料
- (18) 覚せい剤施用機関指定申請手数料
- (19) 覚せい剤研究者指定申請手数料
- (20) 覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料
- (21) 覚せい剤原料取扱者指定申請手数料
- (22) 覚せい剤原料研究者指定申請手数料
- (23) 向精神薬卸売業者免許申請手数料
- (24) 向精神薬小売業者免許申請手数料
- (25) 向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料
- (26) 麻薬卸売業者免許申請手数料
- (27) 麻薬小売業者免許申請手数料
- (28) 麻薬施用者免許申請手数料
- (29) 麻薬管理者免許申請手数料
- (30) 麻薬研究者免許申請手数料
- (31) 薬局開設許可申請手数料
- (32) 薬局開設許可更新申請手数料
- (33) 第一種医薬品製造販売業許可申請手数料
- (34) 第二種医薬品製造販売業許可申請手数料
- (35) 医薬部外品(新指定)製造販売業許可申請手数料
- (36) 医薬部外品製造販売業許可申請手数料
- (37) 化粧品製造販売業許可申請手数料
- (38) 第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- (39) 第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- (40) 医薬部外品(新指定)製造販売業許可更新申請手数料

- (41) 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料
- (42) 化粧品製造販売業許可更新申請手数料
- (43) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- (44) 医薬品（無菌）製造業許可申請手数料
- (45) 医薬品（一般）製造業許可申請手数料
- (46) 医薬品製造業（包装、表示又は保管）許可申請手数料
- (47) 医薬部外品（無菌）製造業許可申請手数料
- (48) 医薬部外品（一般）製造業許可申請手数料
- (49) 医薬部外品製造業（包装、表示又は保管）許可申請手数料
- (50) 化粧品製造業許可申請手数料
- (51) 化粧品製造業（包装、表示又は保管）許可申請手数料
- (52) 薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料
- (53) 医薬品（無菌）製造業許可更新申請手数料
- (54) 医薬品（一般）製造業許可更新申請手数料
- (55) 医薬品製造業（包装、表示又は保管）許可更新申請手数料
- (56) 医薬部外品（無菌）製造業許可更新申請手数料
- (57) 医薬部外品（一般）製造業許可更新申請手数料
- (58) 医薬部外品製造業（包装、表示又は保管）許可更新申請手数料
- (59) 化粧品製造業許可更新申請手数料
- (60) 化粧品製造業（包装、表示又は保管）許可更新申請手数料
- (61) 医薬部外品（無菌）製造業区分変更又は追加許可申請手数料
- (62) 医薬部外品（一般）製造業区分変更又は追加許可申請手数料
- (63) 医薬部外品製造業（包装、表示又は保管）区分変更又は追加許可申請手数料
- (64) 化粧品製造業区分変更又は追加許可申請手数料
- (65) 化粧品製造業（包装、表示又は保管）区分変更又は追加許可申請手数料
- (66) 日本薬局方医薬品製造販売承認申請手数料
- (67) 一般用医薬品製造販売承認申請手数料
- (68) 薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料
- (69) 医薬部外品（一般）製造所適合性調査手数料
- (70) 日本薬局方医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
- (71) 医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
- (72) 一般用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
- (73) 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
- (74) 薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
- (75) 第一種医療機器製造販売業許可申請手数料
- (76) 第二種医療機器製造販売業許可申請手数料
- (77) 第三種医療機器製造販売業許可申請手数料
- (78) 体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料
- (79) 第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
- (80) 第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
- (81) 第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料

- (82) 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料
 - (83) 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料
 - (84) 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料
 - (85) 医薬品販売業許可申請手数料
 - (86) 医薬品販売業許可更新申請手数料
 - (87) 配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料
 - (88) 医薬品登録販売者試験合格証明書の交付手数料
 - (89) 医薬品販売従事登録証書換え交付手数料
 - (90) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料
 - (91) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料
 - (92) 再生医療等製品販売業許可申請手数料
 - (93) 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料
 - (94) 薬局開設許可証書換え交付手数料
 - (95) 医薬品等製造販売業許可証書換え交付手数料
 - (96) 医薬品等製造業許可証書換え交付手数料
 - (97) 医療機器等製造販売業許可証書換え交付手数料
 - (98) 医療機器等製造業登録証又は医療機器修理業許可証書換え交付手数料
 - (99) 再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料
 - (100) 医薬品販売業許可証等書換え交付手数料
- 3 農林水産事務に関する次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第6関係)
- (1) 動物用医薬品販売業許可申請手数料
 - (2) 動物用医薬品販売業許可更新申請手数料
 - (3) 動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料
 - (4) 動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料
 - (5) 動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料
 - (6) 動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料
 - (7) 動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料
 - (8) 動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料
 - (9) 動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料
- 4 保健福祉事務に関する次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第4関係)
- (1) 准看護師の免許手数料
 - (2) 准看護師免許証書換交付手数料
 - (3) 准看護師免許証の再交付手数料
 - (4) 保健婦免状書換交付手数料
 - (5) 看護婦免状又は看護人免状の書換交付手数料
 - (6) 保健婦免状再交付手数料
 - (7) 看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料
 - (8) 助産婦名簿謄本交付手数料
 - (9) 衛生検査所登録申請手数料
 - (10) 衛生検査所登録変更申請手数料
 - (11) 介護支援専門員実務研修手数料

- (12) 介護支援専門員再研修手数料
- (13) 介護支援専門員更新研修手数料
- (14) 主任介護支援専門員研修手数料
- (15) 主任介護支援専門員更新研修手数料
- (16) 製剤製造業者等の毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料
- (17) 製剤製造業者等の毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料
- (18) 覚せい剤原料取扱者指定申請手数料
- (19) 向精神薬卸売業者免許申請手数料
- (20) 麻薬卸売業者免許申請手数料
- (21) 薬局開設許可申請手数料
- (22) 薬局開設許可更新申請手数料
- (23) 第一種医薬品製造販売業許可申請手数料
- (24) 第二種医薬品製造販売業許可申請手数料
- (25) 医薬部外品（新指定）製造販売業許可申請手数料
- (26) 医薬部外品製造販売業許可申請手数料
- (27) 化粧品製造販売業許可申請手数料
- (28) 第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- (29) 第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- (30) 医薬部外品（新指定）製造販売業許可更新申請手数料
- (31) 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料
- (32) 化粧品製造販売業許可更新申請手数料
- (33) 医薬品（無菌）製造業許可申請手数料
- (34) 医薬品（一般）製造業許可申請手数料
- (35) 医薬部外品（無菌）製造業許可申請手数料
- (36) 医薬部外品（一般）製造業許可申請手数料
- (37) 医薬部外品製造業（包装、表示又は保管）許可申請手数料
- (38) 化粧品製造業（包装、表示又は保管）許可申請手数料
- (39) 薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料
- (40) 医薬品（無菌）製造業許可更新申請手数料
- (41) 医薬品製造業（包装、表示又は保管）許可更新申請手数料
- (42) 医薬部外品（無菌）製造業許可更新申請手数料
- (43) 医薬部外品製造業（包装、表示又は保管）許可更新申請手数料
- (44) 化粧品製造業（包装、表示又は保管）許可更新申請手数料
- (45) 医薬部外品（無菌）製造業区分変更又は追加許可申請手数料
- (46) 医薬部外品製造業（包装、表示又は保管）区分変更又は追加許可申請手数料
- (47) 化粧品製造業（包装、表示又は保管）区分変更又は追加許可申請手数料
- (48) 日本薬局方医薬品製造販売承認申請手数料
- (49) 医薬部外品（一般）製造所適合性調査手数料
- (50) 第一種医療機器製造販売業許可申請手数料
- (51) 第二種医療機器製造販売業許可申請手数料
- (52) 第三種医療機器製造販売業許可申請手数料

- (53) 体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料
- (54) 第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
- (55) 第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
- (56) 第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
- (57) 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- (58) 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料
- (59) 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料
- (60) 医薬品販売業許可申請手数料
- (61) 医薬品販売業許可更新申請手数料
- (62) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料
- (63) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料
- (64) 再生医療等製品販売業許可申請手数料
- (65) 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料

5 農林水産事務に関する次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第6関係)

- (1) 動物用医薬品販売業許可申請手数料
- (2) 動物用医薬品販売業許可更新申請手数料
- (3) 動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料
- (4) 動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料
- (5) 動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料
- (6) 動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料

6 次に掲げる手数料の額を減額することとした。(別表第3関係)

- (1) 砂利採取業者登録申請手数料
- (2) 業務主任者試験手数料
- (3) 採取計画認可申請手数料
- (4) 採取計画変更認可申請手数料

7 指定試験機関等に関する規定について所要の改正をすることとした。(第2条、別表第1～別表第8関係)

8 施行期日

この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日から施行することとした。(附則関係)

- (1) 7 公布の日
- (2) 2、3及び6 平成31年4月1日
- (3) 1 平成31年6月1日
- (4) 4及び5 平成31年10月1日

◎岩手県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 岩手県いじめ再調査委員会の庶務を総務部から政策地域部に移管することとした。(第8条関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 この条例の施行後5年を目途として、岩手県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとした。(附則第8項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給認定等に係る事務を、新たに市町村が処理することとした。（別表第1関係）
- 2 医療法及び医療法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 社会教育法に基づく社会教育主事の資格の認定に関する事務を、新たに紫波町が処理することとした。（別表第2関係）
- 4 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、同法第3条第7項に基づく同条第1項ただし書の確認を受けた土地の形質の変更の届出の受理等に関する事務を、新たに宮古市等3市が処理することとした。（別表第2関係）
- 5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 6 屋外広告物法に基づく同法第7条第2項の措置又は措置の命令若しくは委任等に関する事務を、新たに陸前高田市が処理することとした。（別表第2関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、6は、同年7月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 いわて体験交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 いわて体験交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県民会館条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 県民会館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）
- 2 県民会館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎公会堂条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 公会堂の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 公会堂の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立体育館条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 県立体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）
- 2 県立体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立野球場条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 県立野球場の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 県立野球場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立スケート場条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 県立スケート場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 県立スケート場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 勤労身体障がい者体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 勤労身体障がい者体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎スキージャンプ場条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 スキージャンプ場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 スキージャンプ場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎武道館条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 武道館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 武道館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎屋内温水プール条例の一部を改正する条例(条例第20号)

1 屋内温水プールの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2、別表第3関係)

2 屋内温水プールの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2、別表第3関係)

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例(条例第21号)

1 クリーニング師の試験に係る手数料の額を増額することとした。(第6条関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎水道法施行条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 専用水道の水道技術管理者の資格に専門職大学の前期課程を修了した者であることを加えることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 いわて県民情報交流センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例（条例第24号）

- 1 国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止することとした。（本則関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉の里センター条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 福祉の里センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）
- 2 福祉の里センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 主任児童委員の定数の取扱いの見直しにより、宮古市等の民生委員の定数を増加することとした。（本則関係）
- 2 改選に係る民生委員の定数の見直しにより、北上市等の民生委員の定数を改正することとした。（本則関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成31年12月1日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉交流施設条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 福祉交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわて子どもの森条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 いわて子どもの森の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 いわて子どもの森の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎産業文化センター条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 産業文化センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎農業改良普及センター条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 中央農業改良普及センターの名称及び管轄区域を改めることとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県牛馬寄託手数料条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 牛馬の寄託手数料の額を増額することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎森林整備等支援基金条例（条例第32号）

- 1 市町村が実施する森林整備及びその促進の支援等のための事業に要する経費の財源に充てるため、森林整備等支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎緑化センター条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 緑化センターの緑化木流通施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎森林公園条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 森林公園の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎水産科学館条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 水産科学館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 漁港施設の占用料及び使用料の額を増額することとした。（別表第2、別表第3関係）
- 2 漁港施設の公共空地等占用料の額を増額することとした。（別表第5関係）
- 3 駐車場の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第6関係）
- 4 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎海岸休養施設条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 海岸休養施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 他人の需要に応じ航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する者から徴収する着陸料についての特例措置を講ずる期間を、平成34年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）
- 2 着陸料等の額を増額することとした。（第16条関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 道路の占用料の額を増額することとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 土地占用料の額を増額することとした。（第3条関係）
- 2 流水占用料の額を増額することとした。（別表第1関係）
- 3 水力による発電のための流水占用料の額を増額することとした。（別表第2関係）
- 4 河川産出物採取料の額を増額することとした。（別表第4関係）
- 5 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料の額を増額することとした。（第3条関係）
- 2 海岸保全区域及び一般公共海岸区域の土石採取料の額を増額することとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 県立都市公園の使用料の額を増額することとした。（別表第2、別表第3関係）
- 2 県立都市公園の使用料の額を増額することとした。（別表第2、別表第3関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年10月1日から施行することとした。（附則関係）

◎屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務を、景観法の規定に基づく景観行政団体である陸前高田市が処理することとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日等

（1）この条例は、平成31年7月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 県営住宅に県営黒沢尻アパート等を加えることとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。（附則関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 県営本町アパートの名称及び所在地を変更することとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 接道規制の適用除外の対象を追加することとした。（第4条関係）
- 2 既存の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の建築物及び建築設備に関する確認申請手数料の額を定めることとした。（第11条、第12条関係）
- 3 用途地域等における建築に関する制限の特例許可を受けた建築物の増築等の特例許可の申請に係る手数料の額を定めることとした。（第17条関係）
- 4 指定した壁面線を越えない建築物等の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可、建築物の用途を変更して一時的に他の用

途の建築物として使用する場合は、許可及び建築物の用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画の認定の申請に係る手数料を徴収することとした。(第17条関係)

5 仮設建築物等に対する制限の緩和の対象に、許可を受けて建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合は、興行場等を加えることとした。(第21条関係)

6 その他所要の整備をすることとした。(第14条関係)

7 施行期日

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(条例第47号)

1 港湾施設の使用料の額を増額することとした。(別表第1関係)

2 港湾施設の占用料の額を増額することとした。(別表第2関係)

3 リアスハーバー宮古の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第3関係)

4 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎フェリーターミナル条例の一部を改正する条例(条例第48号)

1 フェリーターミナルの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎東日本大震災津波伝承館条例(条例第49号)

1 東日本大震災津波伝承館(以下「伝承館」という。)の設置について定めることとした。(第1条関係)

2 伝承館における行為の許可について定めることとした。(第2条関係)

3 伝承館における行為の禁止について定めることとした。(第3条関係)

4 許可の取消し等について定めることとした。(第4条関係)

5 伝承館の施設、設備又は資料を汚損等した場合の損害賠償等について定めることとした。(第5条関係)

6 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第6条関係)

7 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。(附則関係)

◎県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例(条例第50号)

1 県営工業用水道の料金の額を増額することとした。(第3条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県教育振興基本対策審議会条例の一部を改正する条例(条例第51号)

1 岩手県教育振興基本対策審議会の委員に任命する者の範囲を改めることとした。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎青少年の家条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 青少年の家の附属の施設の使用料の額を増額することとした。(別表第1関係)

2 岩手県立県北青少年の家の附属の施設(スケート場)の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 指定試験機関等に関する規定について所要の改正をすることとした。（第2条、別表第1、別表第7関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）